

し尿処理手数料の見直しについて

1 し尿処理業務の状況

(1) し尿処理業務

トイレの水洗化などがなされていない家屋や事業所のし尿について、市が概ね 20 日に 1 回の頻度で、計画的に収集をしている。(収集業務は民間事業者へ委託)

また、収集したし尿は市内 2 か所の搬入施設を経由し、下水処理施設へ送られている。

●収集世帯数と収集量の推移

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収 納 方 式 別 世 帯	人頭制	1,169 世帯	1,073 世帯	1,012 世帯	929 世帯	856 世帯
	従量制	1,210 世帯	1,171 世帯	1,126 世帯	1,100 世帯	1,079 世帯
全 世 帯		2,379 世帯	2,244 世帯	2,138 世帯	2,029 世帯	1,935 世帯
年間収集量		約 7,759 千 L	約 7,254 千 L	約 6,860 千 L	約 6,785 千 L	約 6,486 千 L

(2) し尿収集経費

委託料 252,156 千円 (令和 2 年度)

(3) し尿処理手数料

① 収納状況

令和 2 年度 収納額 54,510 千円 収納率 97.0%

② 収納方式

従量制	簡易水洗など水を使用する便器を設置している家屋を対象に、収集量に応じて手数料を徴収すること	50L につき 400 円
人頭制	水洗式ではない便器を設置している家屋を対象に、その世帯人数に応じて手数料を徴収すること	1 ヶ月 1 人につき 350 円

2 減免制度の概要

(1)対象世帯 生活保護世帯等

(2)内 容 従量制、人頭制ともに100%減免

●生活保護減免適用世帯 減免状況

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収 納 方 式 別 世 帯	人 頭 制	90 世帯	75 世帯	69 世帯	58 世帯	54 世帯
	従 量 制	14 世帯	19 世帯	19 世帯	17 世帯	19 世帯
減免適用世帯合計		104 世帯	94 世帯	88 世帯	75 世帯	73 世帯
年間減免料		約 861 千円	約 566 千円	約 531 千円	約 609 千円	約 658 千円

3 見直しについて

(1)減免制度をとりまく状況

- 厚生労働省は「下水道使用料やし尿処理手数料については、生活保護費でまかなうべきもの」との見解を示している。
- 政令指定都市では「減免制度無し、または一部減免のみ」が13都市で、「減免制度あり」は、7都市となっている。

(2)今後の減免制度

減免については受益と負担の公平性等を踏まえ、現行の減免制度のあり方について検討する。